平成２７年５月１５日

亀 有 信 用 金 庫

金融円滑化への取組の実施状況について
（平成２７年３月末）

平成２５年３月末を以て、中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律〔平成２１年法律第９６号〕）は終了しましたが、当金庫では中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、お客様からの返済条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等と協力し、引き続ききめ細かな対応を行っております。

中小企業円滑化法の趣旨を踏まえた措置の実施状況（平成２１年１２月４日～平成２７年３月３１日）については、以下のとおりとなっております。

地域金融円滑化のための基本方針

亀有信用金庫

当金庫は、地域の中小企業者及び個人のお客さまに必要な資金を安定的にご提供し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

１．取組み方針

地域の中小企業者及び個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命と認識しております。私どもは、お客さまからの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決にむけて真摯に取り組みます。

２．金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおりの態勢整備を図っております。

（１）「金融円滑化管理責任者」等の任命

審査部担当理事を金融円滑化管理責任者、各営業店の支店長を金融円滑化責任者に任命し、各営業店に金融円滑化推進担当者を配置しました。

（２）「金融円滑化管理方針」などの制定

金融円滑化への取組みが適切に行われるよう、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を制定した上で、これらに基づく「金融円滑化事務マニュアル」を定め、職員に周知徹底させました。

（３）金融円滑化推進の態勢整備について

各営業店に金融円滑化に関するご相談、苦情等の受付窓口を設置、本部に経営相談・経営指導、経営改善に関するより細かな支援を行なうための担当部署を設置しました。

（４）金融円滑化のための管理能力の向上

お客さまからの事業改善の相談に対応できるよう、職員に対する各種研修や会議等を実施し経営相談・経営指導等の能力向上に努めております。

３．他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から資金のお借入をされているお客さまから、貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得た上で、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めてまいります。

※ なお、貸付条件の変更等に関するご相談の受付・苦情等は、お取引のある各支店の相談窓口のほか、下記の本部窓口でも承っております。

亀有信用金庫　　相談係

電話番号　　０１２０－８６０－７３９　（フリーダイヤル）

受付時間　　当金庫営業日の午前９時～午後５時

平成21年12月4日から平成27年3月末までに申込を受けた貸付債権の状況

[債務者が中小企業者である場合]

（金額単位：百万円）

		平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	5,428	5,785	6,081	6,515	6,857	7,198	7,518	7,883
	金額	102,631	108,770	114,183	121,534	127,887	132,916	138,877	144,621
うち、実行に係る貸付債権	件数	4,898	5,196	5,500	5,891	6,205	6,543	6,809	7,155
	金額	92,482	97,977	103,390	110,345	115,730	121,154	127,120	132,257
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	192	203	217	242	258	272	289	313
	金額	3,048	3,162	3,348	3,539	3,690	3,835	4,003	4,201
うち、審査中の貸付債権	件数	78	114	90	101	98	83	107	94
	金額	1,303	1,530	1,322	1,452	2,077	1,372	1,142	1,307
うち、取下げに係る貸付債権	件数	260	272	274	281	296	300	313	321
	金額	5,797	6,099	6,121	6,197	6,388	6,553	6,610	6,855

注：「謝絶」には申込日より3ヵ月経過したものを含みます。

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（金額単位：百万円）

		平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	369	392	415	435	457	482	501	526
	金額	5,789	6,173	6,422	6,752	7,091	7,503	7,746	8,145
うち、実行に係る貸付債権	件数	286	309	331	346	362	389	404	426
	金額	4,617	4,999	5,263	5,478	5,794	6,193	6,419	6,758
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	34	35	37	38	40	40	42	44
	金額	396	418	428	432	447	447	498	531
うち、審査中の貸付債権	件数	7	6	4	7	10	7	8	7
	金額	89	71	25	133	136	148	86	85
うち、取下げに係る貸付債権	件数	42	42	43	44	45	46	47	49
	金額	685	685	704	707	713	715	742	770

注：「謝絶」には申込日より3ヵ月経過したものを含みます。